県政記者クラブ発表

【資料提供】
説明
平成20年6月27日
県土整備部

標題	栃木県入札適正化委員会(第1回)の概要について

(概要)

栃木県入札適正化委員会(平成20年度第1回)を下記のとおり開催したので、その概要についてお知らせします。

1 開催日　平成20年6月13日(金)午後2時から

2 開催場所 ニューみくら306会議室

3 出席委員 委員長 永井　護 宇都宮大学工学部教授
委員 赤塚朋子 宇都宮大学教育学部准教授
委員 髙木光春 弁護士
委員 原田 いづみ 弁護士
委員 宮澤伸吾 足利工業大学工学部教授
(委員数 5名・出席委員数 5名)

4 審議対象期間 平成19年10月1日から平成20年3月31日まで

5 対象案件 総数 1，257件
抽出案件 5件(内訳)一般競争入札 2件
指名競争入札 2件
随意契約 1件

6 会議次第
(1) 開会
(2) 次長あいさつ
(3) 議事
・報告事項
・審議事項
(4) その他
(5) 閉会

7 議事等の概要
(1) 報告事項
① 入札及び契約手続きの運用状況、指名停止の運用状況等について
事務局から、今回の審議対象期間中に発注した工事及び指名停止の運用状況について報告した。
また、再苦情処理については、今回は該当ない旨報告した。
② 抽出事案の選定理由について
宮澤委員から抽出事案を選定した際の理由について報告があった。
(2) 審議事項
①「一般国道400号太夫塚跨線橋(仮称)上部工建設工事その2」について
・工事箇所 那須塩原市西幸町
・県土整備部大田原土木事務所発注
②「栃木県下水道資源化工場車庫新築工事」について
・工事箇所 鬼怒川上流流域下水道 宇都宮市茂原町
・県土整備部下水道管理事務所発注
③「平成19年度森林整備林道事業(交付金)開設工事」について
・工事箇所 茂木町大字飯 林道後倉一ツ橋線
・環境森林部宇都宮林務事務所発注

④「緊急地方道路整備工事（道路維持費）」について
・工事箇所　主要地方道　那須黒羽茂木線　茂木町小井戸その１
・県土整備部真岡土木事務所発注

⑤「とちぎ健康の森講堂映像音響設備改修工事」について
・工事箇所　とちぎ健康の森（栃木県宇都宮市駒生町３３３７－１）
・保健福祉部高齢対策課発注

(3)　審議結果について

いずれの審議案件とも概ね適正であると認められた。（詳細は、県土整備部監理課ホームページに掲載）

問い合わせ先　県土整備部監理課

所管課	発表者		担当者		
	職名	氏名	職名	氏名	電話
監理課			副主幹	中川　雅之	2388

（別紙）

1　抽出事項での主な質疑

（審議案件１について）

①Ｑ　ＪＶを組んでいるときの業者の条件は、全てが橋梁工事の実績がある業者であるのか。

Ａ　入札公告にあるとおり、代表構成員、その他の構成員ともに「橋梁工事の実績があること」を参加条件とした。

②Ｑ　入札金額が同じようであるのはなぜか。

Ａ　ＰＣ橋上部工工事は、積算体系がしっかりしており、各業者はかなり綿密に調査して正確な積算をしているためと考える。

③Ｑ　工事名にその２とあるが、その１の工事もあるのか。ある場合、落札業者は今回と違う業者なのか。

Ａ　その１の工事は発注済みであり、今回の入札参加条件は「その１の落札者でないこと」としたので違う業者である。

（審議案件２について）

④Ｑ　入札金額にばらつきがあるのはなぜか。

Ａ　設計・積算は仕様書に基づき行われているので、業者の単価ベースでの努力が反映されていると推測される。

⑤Ｑ　入札は紙の場合はあるのか。

Ａ　平成１９年度以降は、すべて電子入札である。

⑥Ｑ　車庫の工事であるならば入札参加業者はもっとあっていいのではないか。

Ａ　下水道資源化工場の車庫であり、一般的な車庫と大きさが違う。そのような事情から参加をする業者が限られたと推測される。

⑦Ｑ　最低制限価格はどのようにして決定されるのか。

Ａ　一定の計算式に基づいて設定しており工事ごとに異なる。おおまかには予定価格の８０％前後になることが多い。

（審議案件３について）

⑧Ｑ　指名業者選定において、茂木町で標準数に満たない場合、益子町から選定しているのはなぜか。烏山町でもいいのでは。

Ａ　今回の工事場所は益子町との境界近くであり、烏山町からは離れているため。

（審議案件４について）

⑨Ｑ　指名選定の一次選定において、技術的適正に×がついているものがあるがどのような理由によるのか。

Ａ　同種工事の施工実績はあるが、過去３ヶ年の県工事施工実績が少ないため。

⑩Ｑ　指名業者数は何で決まるのか。

Ａ　栃木県建設工事請負業者指名選定取扱方針により、請負対象額に応じた指名業者の数が定められている。

（審議案件５について）

⑪Ｑ　随意契約の理由はあるのか。

Ａ　地方自治法施行令第１６７条の２第１項第８号の規定による。

⑫Ｑ　随意契約に切り替える場合、何回入札をすればいいのか。

Ａ　回数の規定は特にない。発注者が必要と判断した時点で随意契約に切り替えた。

⑬Ｑ　入札辞退の原因はなにか。

Ａ　業者に確認したところ、年度末にかかる工事のため短期間での工事完了が厳しいためとのことであった。

2　その他

次回の審議案件抽出は、原田委員が担当することになり、１１月に開催する予定となった。